

公募型プロポーザル方式による手続き開始の公告

ペーパーレス会議システム構築・運用保守業務委託に係る公募型プロポーザルを実施するので公立大学法人都留文科大学定款第 7 条に基づき公告します。

令和 5 年 8 月 8 日

公立大学法人都留文科大学  
理 事 長 山 下 誠

1 業務名

ペーパーレス会議システム構築・運用保守業務委託

2 業務概要

都留文科大学において運用するペーパーレス会議システムは、導入から 6 年が経過し機器の老朽化により現行のペーパーレス会議システムの継続が困難なため新たに構築する。また、ペーパーレス会議システムの導入により会議資料の紙消費量の削減、準備に要する担当者の作業負担軽減等を図ることを目的とする。

3 履行期間

(1) 構築業務

システムの運用開始日（令和 5 年 12 月 1 日を予定）までに行うこと。

(2) リース・運用保守業務

システムの運用開始日（令和 5 年 12 月 1 日を予定）から 60 ヶ月間

4 参加資格要件

本業務のプロポーザルに参加できるものは、次の各号に掲げる全ての要件を満たしている者とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。

(2) 会社更生法（平成 14 年度法律第 154 号）に基づき、更正手続き開始の申し立てがなされていないこと。

(3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号第 2 条第 2 項）に規定する暴力団及びその利益となっている活動を行っている者等、山梨県暴力団排除条例第 4 条又は、都留市暴力団排除条例第 8 条の規定に基づき、排除対象者でない者。

(5) 都留市から入札に関する指名停止措置を受けていないこと。

(6) 国税及び地方税の滞納がないこと。

(7) タブレット端末の導入を前提とする同種・類似業務を受託し、現在も業務を継続して契約している実績があること。(協力会社の実績を含む。)

## 5 手続等

(1) 「ペーパーレス会議システム構築・運用保守業務委託」公募型プロポーザル実施要領(以下、「公募型プロポーザル実施要領」という。)、 「ペーパーレス会議システム構築・運用保守業務委託仕様書」及び各種様式等は都留文科大学のホームページにて公表するので、適宜ダウンロードすること。

(2) 参加意向申出書等の提出方法、提出期限及び提出先については公募型プロポーザル実施要領等を参照すること。

## 6 連絡先

〒402-8555 山梨県都留市田原三丁目8番1号

公立大学法人 都留文科大学 大学事務局 経営企画課 情報センター担当

TEL 0554-45-4624 (直通)

FAX 0554-45-4635

E-mail jyoho@tsuru.ac.jp